

令和3年7月吉日

関係者各位

東京都建設局三環状道路整備推進部
整備推進課

東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（石神井台）

（練馬区上石神井三丁目地内～同区石神井町八丁目地内）

「事業概要及び測量作業のご案内」資料配布後に
「いただいたご質問と回答」について

平素より、東京都の道路整備事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年5月に、東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（石神井台）（練馬区上石神井三丁目地内～同区石神井町八丁目地内）約2,040m区間（以下、「外環の2（石神井台）」という）に係る関係資料をお届けさせていただきましたところ、6月末までに151件のご質問・ご意見を頂きました。誠にありがとうございました。

この度、その回答（個人が特定されないもの）をまとめましたので皆様にお知らせします。

なお、引き続きご質問等をお受けしておりますので、ご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

安全で快適にご利用いただける道路を整備してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 東京都建設局三環状道路整備推進部整備推進課

○事業に関すること 計画担当 電話 03-5320-5180

○測量に関すること 測量担当 電話 03-5320-5179

FAX 03-5388-1536（共通）

ホームページ

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/sankanjyo/setumeishaku.html>



■説明資料の配布について

質問1： 説明資料が配布されたが、どのような意味があるのか。（7件：同様のご質問、ご意見をいただいた件数、以下同様）

回答1： 東京都では、東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（石神井台）（以下、外環の2（石神井台）という）の整備を予定しております。この度、道路予定区域及びその周辺の土地の形状や起伏等を調査・測量する現況測量を着手するにあたり、現況測量を実施する範囲にお住まいの方や土地を所有する方等を対象に、事業の概要及び測量作業について説明する資料を配布いたしました。現況測量は、道路計画線より両側20m程度の範囲を目安として実施するため、敷地に計画線がかかる方だけでなく、計画線がかからない方にも資料を配布しております。

質問2： 説明会を実施せずに資料の配布だけで測量を実施するのはおかしい、測量は中止すべきだ。（5件）

回答2： 本来であれば説明会を開催し、地元の皆様方へご説明申し上げるところですが、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、関係資料の配布に代えさせていただきました。また、ご質問等がある方につきましては、同封した質問票の郵送やFAX、電話、メールにより広くご質問等を受け付けており、個別にご回答、ご説明しております。引き続き、ご質問等を受け付けておりますので、本資料に記載のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

質問3： これから説明会を行うのか。コロナ終息後に説明会を実施すべき。（2件）

回答3： 事業概要及び測量作業の説明については、関係資料の配布に代えさせていただいたため、説明会は開催いたしません。

ただし、これまでの経緯を踏まえ、パネル等を使用して個別説明・相談等を行うオープンハウスを別途開催する予定です。なお、開催日時・場所等については、新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえて検討していきます。詳細が決まりましたら、あらためてご案内させていただきます。

質問4： 配布資料「質問票」に記載の連絡先に電話したが繋がらない。（2件）

回答4： 当初配布した「質問票」に記載の電話番号が誤っていました。下記のとおり訂正させていただきます。

誤： TEL 03-5230-5180

正： TEL 03-5320-5180

ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、現在ホームページ上には電話番号を正しく修正した「訂正版」を掲載し

ております。

質問5： 資料が配布されていないので欲しい。土地所有者だが、現地に住んでいる借地人にも資料を配布して欲しい。(4件)

回答5： 資料の配布にあたっては、「配布もれ」がないよう十分注意しておりますが、資料が届いていない方からご連絡があった場合には、速やかに資料をお届けしております。

資料の配布は、現況測量を実施する範囲にお住まいの方や土地を所有する方等を対象に配布しております。このため、借地されている方等にも配布しております。なお、配布した資料は、ホームページにも掲載しております。

■計画線の位置について

質問6： 計画線の位置が知りたい。配布された「よくあるご質問と回答」に記載された東京都都市整備局のホームページを見たが良くわからない。(19件)

回答6： 下記の東京都都市整備局ホームページより計画線の入った図面を見ることができます。検索サイトで「東京都 都市計画道路」と検索して表示することもできます。

ただし、測量前のものであるため、あくまでも目安であることをご承知おき下さい。また、これ以上の詳細な計画線の位置については、今後の測量を進めることで明らかにしていきます。

<都市整備局 都市計画情報 都市計画道路>

https://www2.wagmap.jp/tokyo_tokeizu/Map?mid=1&mpx=139.6397434270195&mpy=35.6928128486973&bsw=1522&bsh=743



【都市整備局HPの見方】

1. 最初に表示されるページの一番下にある 同意する ボタンをクリックすると計画線の入った地図が表示されます。
2. そのままの表示設定では見づらいため、以下の作業をお願いします。
 - ①画面左側に表示されているチェックボックスのうち、「用途地域」のチェックを外す（用途地域ごとの着色が消えます）
 - ②「都市計画道路注記」のチェックを付ける（都市計画道路の名称、幅員が表示されます）
3. 画面左側の上部にある検索欄に住所を入力して検索すると、入力した住所付

近が表示されます。

4. 表示される計画線は、実線と点線があります。実線は地上部の街路である「外環の2」の計画線です。点線は地下の高速道路である「外環」の計画線です。
5. 地図の左側に表示されているスケールバー等により、1/2500まで拡大して表示することができます。

■今後のスケジュールについて

質問7： 測量はいつから始まるのか。すでに始まっているのか。(6件)

回答7： 測量は、現況測量と用地測量を実施します。現況測量は本年6月より着手し、令和4年1月まで実施する予定です。その後、用地測量を実施する予定です。

質問8： 計画線の詳細な位置が決まるのはいつか。(3件)

回答8： 計画線の詳細な位置は、現況測量、用地測量を実施し、国土交通省より都市計画事業の認可(パンフレット「事業概要」裏面に記載の「事業認可(事業着手)」のことです)を取得することで確定します。

質問9： 用地買収はいつから始まるのか。いつ退去しなければならないのか。計画線にかかるなら早くして欲しい。(16件)

回答9： 用地取得は、国土交通省より事業認可を取得した後に開始する予定です。事業認可までの期間は、おおむね2年程度と考えていますが、今後の測量や道路構造の検討等の進捗により時期を決定していくため、現時点では未定です。

事業認可を取得後、各関係権利者の皆様に対して「用地補償の説明」を実施し、その後、個別に各関係権利者の皆様と「用地折衝・協議」を行います。「用地折衝・協議」は、関係権利者の皆様のご意向に沿って進めてまいります。早期にご協力いただけるご意向がある方から、順次、お話を進めさせていただく予定です。そのため、用地取得の話が始まる具体的な時期について、現時点ではお答えすることができません。

なお、明け渡し(転居・家屋解体等)の期限は、用地契約の際に必要な期間を設定させていただきます。

質問10： 工事はいつから始まるのか。いつ完了するのか。(9件)

回答10： 事業認可を取得した後、用地取得が進んで、ある程度まとまった土地が取得できた箇所から工事を開始する予定です。このため、現時点では工事の開始時期は未定となっています。

なお、事業期間については、今後の測量や道路構造の検討等を行っていく中で検討し、国土交通省より事業認可を取得する際に設定します。

質問11： 外環道のトンネル工事が遅れる報道を見た。それに伴って外環の2の事業化が遅れる可能性はあるのか。(1件)

回答11： 地下の高速道路である「外環」と地上の街路である「外環の2」は、別々の機能を持った道路として計画されております。外環の2（石神井台）の区間では、「外環」は地下を通過して地上では工事等を行いません。このため、外環の2（石神井台）の事業認可（事業着手）には影響はないものと考えております。

■現況測量について

質問12： 敷地内に立ち入る際は、どのように対応するのか。在宅している必要があると思うので、立ち入り日時を教えて欲しい(2件)

回答12： 現況測量は、道路予定区域及びその周辺の土地の形状や起伏等を調査・測量するものであるため、場合によって敷地内に立ち入らせていただき作業を行うこともあります。その際は、事前にお住まいの方にお声がけさせていただきます。なお、敷地内での作業には必ずしも立ち会う必要はございません。

質問13： 新型コロナウイルス感染対策はどのように行うのか。(1件)

回答13： 現況測量は、道路予定区域及びその周辺の土地の形状や起伏等を調査・測量するもので、土地所有者の方等との境界確認（立会い）は実施いたしません。敷地内に立ち入らせて頂く際は、お住まいの方にお声がけさせていただきますが、コロナ感染症の対策として、作業員はソーシャルディスタンスを心掛け、日々の検温やマスク着用、手指消毒等を徹底しております。

■用地測量について

質問14： 用地測量の説明が良くわからなかった。どのような測量なのか。(1件)

回答14： 用地測量は、計画道路にかかる土地について、隣接する土地との境界等を調査・確認する測量です。このため、計画道路にかかる土地の権利者だけでなく、隣接する土地の権利者にも境界確認のため立会いをお願いいたします。

質問15： 境界確認（立会い）が必要か知りたい。（2件）

回答15： 境界確認（立会い）は、原則として、計画道路にかかる土地の境界全て（後背地を含む）を確認する必要があります。このため、計画道路にかかる土地の権利者だけでなく、隣接する全ての土地の権利者にも境界確認の立会いをお願いします。境界確認の立会いが必要な方は、用地測量を実施する際に、登記情報の調査等により把握する予定です。

質問16： 立会いの日程は地権者の参加できる日程調整となるのか。（1件）

回答16： 境界確認の立成いは、非常に多くの方々をお願いするため、まずは東京都がスケジュールを作成し、立成いの日時をご提示させていただきます。ご提示した日時でご都合がつかない場合は、お手数ですが、お問い合わせ先までご連絡ください。あらためて相談させていただきます。

質問17： 立成い後、発熱及びPCR検査で陽性となった場合はどのような対応になるのか。（1件）

回答17： 用地測量は、令和4年1月まで実施する現況測量の後に実施する予定です。境界確認（立成い）を実施する時期については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて検討してまいります。なお、立成いを実施する際は、その時点で必要となる感染症対策を実施して行う予定です。

質問18： マンションの場合は、立成いはどのように行うのか。（1件）

回答18： 分譲マンション等で、土地所有が区分所有となっている場合は、基本的には全員の立成いを求めることとなります。しかし、多数の権利者、全員の立成いを求めて境界確認をすることは非常に困難です。このため、事前に管理組合の理事長様や管理会社様と協議させていただき、境界確認の立成いを行う代表者を定めていただく方法が一般的です。詳細に関しましては個別にご相談させていただきます。

■用地補償について

質問19： 土地の評価はどのように行うのか。立退き費用はいくらか。価格はいつの時点で決めるのか。（3件）

回答19： 東京都が用地取得に伴ってお支払いする補償金は、土地売買代金と物件移転補償金となります。

土地の価格は、地価公示法に基づく公示価格、近隣の取引価格、及び不動

産鑑定士による鑑定価格等を参考にして、事業認可を取得した日を基準に評価して決定いたします。なお、この価格は1年ごとに見直しを行います。

物件移転補償金は、取得する土地に建物や工作物等がある場合に、移転等に要する費用を補償するものです。事業認可を取得した後、関係権利者の皆様のご協力を頂きながら「物件調査」を行い、その結果等を踏まえて、東京都の補償基準に基づいて算定いたします。詳細については、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際に「物件調査」の状況や個々の事情をお伺いのうえ、ご説明いたします。

なお、物件移転補償金は、毎年単価の見直し等を行います。

質問20： 用地が一部かかっている場合は建て替えになるのか。(1件)

回答20： 取得する土地に建物や工作物等がある場合には、移転等のために要する費用を補償いたします。建物などの計画線に係る位置や用途等の条件を考慮して、通常妥当と思われる移転工法（再築、改造等）を認定し、算定した金額を補償いたします。移転工法の認定及び補償金の算定は、「用地測量」及び「物件調査」の結果等を踏まえ、東京都の補償基準に基づいて総合的に判断させていただきますので、現時点では確実なお答えはできません。詳細については、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際に「物件調査」の状況や個々の事情をお伺いのうえ、ご説明いたします。

質問21： 建物の評価は償却分等を差し引いた金額になるのか。(1件)

回答21： 建物等の移転に要する補償金の算定にあたっては、東京都の補償基準に基づき、築年数等を考慮した算定を行います。しかしながら、税金等に適用される減価償却とは異なります。詳細については、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際に「物件調査」の状況や個々の事情をお伺いのうえ、ご説明いたします。

質問22： 地形や建築基準が異なる地区に住宅を移設することは不可能ではないか。
(1件)

回答22： 建物等の移転に要する補償金の算定にあたっては、東京都の補償基準に基づき、建物などの計画線に係る位置や用途等の条件を考慮して、通常妥当と思われる移転工法（再築、改造等）を認定し、算定した金額を補償します。現在とは別の場所に建物を再築する移転工法が認定された場合は、現在建物が建っている土地と同様の条件で再築することを前提として算定します。詳細については、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際に「物件調査」の状況や個々の事情をお伺いのうえ、ご説明いたします。

質問23： 賃貸物件について、複数所帯が入っている為、入居者の転居等の手配が伴うことも考慮しなければならず、急に退去はできない。どのような補償になるのか。(2件)

回答23： 賃貸物件における関係権利者の皆様には、賃貸住宅にお住まいの方も基本的に含まれます。賃貸住宅にお住まいの方への「物件調査」、「用地折衝・協議」等は、事前に物件の土地所有者、建物所有者の皆様のご了解を頂いてから行います。「物件調査」の状況を踏まえ、その物件の土地所有者、建物所有者、賃貸住宅にお住まいの方、それぞれに対する補償金額の計算を行います。ご提示した補償金額に対して、関係する皆様全員から合意が得られた後、各人ごとにご契約を行い、その際に明け渡し（転居・家屋解体等）の期限を設定させていただきます。事業に伴い建物の移転が伴う場合、建物を賃貸されている方には、「家賃減収補償」という補償項目がございますが、詳細については、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際に「物件調査」の状況や個々の事情をお伺いのうえ、ご説明いたします。

質問24： 所有する土地の一部が計画線にかかっているが、残されても困るので全て買って欲しい。(5件)

回答24： 東京都では、原則として、土地の一部が計画線にかかる場合、計画線外の残りの土地（以下、「残地」という）は取得いたしません。ただし、道路の隅切り等、道路として必要が生じる場合などにおいて、計画線外の土地についても取得させていただく場合があります。現時点では確実なお答えはできませんが、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際にご相談いただければと思います。

質問25： 代替地について、東京都は確保しているのか。斡旋について協力得られるのか。(2件)

回答25： 東京都がお支払いする補償金で、都がご用意している代替地を購入していただく制度がございます。しかし、物件数が少なく、皆様のご希望に添えるものが少ないのが現状です。そのため、公共事業の用地取得に伴う補償は、金銭によることを原則としていますが、個別にお話をさせていただく「用地折衝・協議」の際にご相談いただければと思います。

質問26： 用地買収が難航した際には強制的に取得するのか。(1件)

回答26： 東京都の用地取得は、話し合いによって任意に土地等をお譲りいただくことを原則としております。しかし、十分な話し合いを行っても、どうしても合意に至らない場合には、土地収用法の定める手続きによって土地を取得さ

せていただく場合もあります。

質問27： 建物が老朽化した場合、立て直しても良いのか。(1件)

回答27： 事業認可(事業着手)までは、これまで通り可能です。

質問28： 土地の売買等をする場合、何か制限があるのか。(2件)

回答28： 事業認可(事業着手)までは、これまで通り可能です。

質問29： 事業による用地取得に伴って隣接地に残地が生じた場合は、買い取りを検討したい。そのような話があれば声がけして欲しい。(1件)

回答29： 土地をお譲りいただく方の意向等もありますので、現時点ではお答えできかねます。ご要望があったことは記録に残させていただきます。

■都市計画変更について

質問30： 外環の2の道路計画は決定という理解で良いのか。もう事業中なのか。
(4件)

回答30： 本区間である外環の2(石神井台)を含む、練馬区における外環の2については、平成26年11月に都市計画の変更を決定しました。現在、事業認可(事業着手)に向けて測量等を実施しているところであり、事業中ではありません。

質問31： 三宝寺池の西側から早大学院の方への計画ではなかったのか。変更の理由は何か。(1件)

回答31： 外環の2(石神井台)は平成26年11月に幅員を40mから22mに変更するなどの都市計画変更を決定しました。ルートは変更しておりません。

質問32： 数年前に反対の声を挙げているとの新聞記事を見た。当時反対されていた方々と合意形成されたのか。住民の意見を聴取する、例えば住民投票をする等の手続きをきちんと取った上で、道路計画を含む都市計画を策定すべき。
(2件)

回答32： 本区間である外環の2(石神井台)を含む、練馬区における外環の2については、地域の皆様から頂いた外環の2に対する否定的なご意見を含む、様々なご意見なども踏まえて検討を行った結果、必要な道路であるとの結論に至り、外部の有識者も委員となっている都市計画審議会に諮るなど、必要

となる手続きを経たうえで、平成26年に都市計画の変更を決定していません。

引き続き、地域の皆様のご理解とご協力が得られるよう努めながら進めてまいります。

都市計画の変更に至る経緯の詳細は、下記の東京都都市整備局ホームページをご覧ください。

<都市整備局 外環の地上部街路（外環の2）>

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/gaikaku/index.html>



■道路構造について

質問33： 道路の構成はどのようになるのか。（1件）

回答33： 外環の2（石神井台）は、幅員22mの道路です。車道は片側1車線の2車線となり、主要な交差点では右折レーンを設ける予定です。車道両側には歩道及び自転車通行空間を設けます。車道と自転車通行空間と歩道とをそれぞれ分離することで、円滑で快適、安全・安心な通行空間を創出します。また、街路樹による緑のネットワークの形成、電線類の地中化を行うことで、良好な都市景観、住環境の向上を図ります。

質問34： 事故を無くすためには、歩道、自転車道、車道は構造的に区別することが必要であり、強く要望します。（1件）

回答34： 円滑で快適、安全・安心な通行空間を創出するため、車道と自転車通行空間と歩道とをそれぞれ分離して整備する予定です。具体的な整備形態については、今後、関係機関と調整し検討していきます。

質問35： 将来のイメージを見ると人々は隅っこの狭い道を歩いている。幅の広い危険な道路が市中にできてしまうと、歩行者はこれを横切る自由を奪われる。沿線住民の東西間の移動を遮断するものであり、数十年に渡って形成されてきた沿線住民の生活・文化そのものを直接破壊する。（3件）

回答35： 歩道については、車いす使用者が安心してすれ違いが可能となるような幅員を確保するなど、円滑で快適、安全・安心な通行空間を整備します。

道路の横断については、利便性が損なわれないよう配慮しながら、安全に道路を横断できるように、適切な位置に横断箇所、信号の設置等を行ってまいります。具体的な位置等は、今後、警察や練馬区等と協議し、検討を進めていきます。

■整備効果について

質問36： 南北方向の利便性向上について、住民の交通と生活に関する現状調査が行われていないため、それがどんな不満につながるのか理解できない。現状に大した不満はないのではないか。(1件)

回答36： 練馬区内では、都市計画道路の整備率が低く、特に南北方向の道路整備が進んでおりません。外環の2(石神井台)の整備予定地域においては、上石神井通りや井草通りなどが南北方向の道路としてありますが、道路幅員が狭く、歩道と車道とが十分に分離されていないなど多くの課題があります。これら現状の課題を解決し、交通の円滑化や安全性の向上等を図るため、外環の2(石神井台)の整備が必要と考えております。

質問37： 生活道路からの交通転換について、これはまったく逆である。車の通らない生活道路を作って欲しいと住民は願っている。(1件)

回答37： 南北方向の道路が不足しているため、道路幅員が狭く、歩道と車道とが十分に分離されていない上石神井通りや井草通りなどの生活道路に通過交通等が流入しています。外環の2(石神井台)を整備することでそれらの通過交通等が外環の2(石神井台)に転換され、生活道路の交通量は減少するものと見込んでいます。

質問38： 所要時間の短縮について、車が速く走っても住民の生活時間は短縮しない。多数の車を駐車する場所と方法を考えていないのでこんなことが言えるのだと思う。(1件)

回答38： 外環の2(石神井台)が整備されますと、交通の円滑化が図られ、自動車交通の所要時間が短縮すると見込まれます。パンフレット「事業概要」では、一例として、富士街道と上石神井通りの交差点から大泉ICまでの所要時間が16分から5分に短縮する見込みであることを記載しております。

質問39： 無電柱化、これは一般論として都市計画上考えるべきことで、「外環の2」に特に関係はありません。道路を人が通行する上で、危険な車から身を守るために電柱は必要とも言えるし、経済性を優先してきた過去の事業がある。なくせば良いと言えるものではない。(1件)

回答39： 無電柱化は、震災時の電柱倒壊を未然に防止して防災性を高めるとともに、安全で快適な歩行空間を確保し、良好な都市景観の形成にも寄与するものです。東京都では、都市計画道路の整備を行う際には、原則として全ての路線で整備を行っています。

■必要性について

質問40： 外環が地下になったのだから、地上の道路は中止の方が良いと思う。

(1件)

回答40： 高速道路の「外環」と地上部街路の「外環の2」は、当初から別々の機能を持った道路として計画されています。外環の2（石神井台）は、地域課題の解決に資するとともに、練馬区内の都市計画道路ネットワークの形成など、広域的な視点からも必要な道路であることから整備を予定しております。

質問41： 今後自動車の通行量は次第に減少する。今後の高齢化社会や脱炭素社会を目指す現下の喫緊の課題に加えて、コロナ禍は、都市政策の抜本の見直しを迫るもの。従来の計画を見直すことなく施工しようとする事は許されない。巨額の費用をかけて解決すべき問題なのか、完成予定時期も踏まえ、新たな経済状況や交通動体も見極めた上で慎重に判断すべき。(3件)

回答41： 人口減少の時代にあっても、活力とゆとりのある高度成熟都市実現のため、広域的な交流・連携や災害に強い都市づくりなどを支える道路ネットワークの充実が不可欠と考えております。なお、練馬区では、約30年後も現在とほぼ同じ人口が維持される一方、更なる高齢化の進展が予測されており、安全性の向上に向けた道路整備が必要となっています。また、インターネット売買等の拡大に伴う物流の増加が、コロナ禍によって加速し、将来的にも更なる増加が予測されています。人口減少に伴うドライバー不足も課題となっており、物流交通の効率化及び円滑化が必要となっています。

■工事について

質問42： 工事の振動が心配だ。(1件)

回答42： 工事を実施する際は、低騒音・低振動型の建設機械を使用するなど、騒音や振動に配慮して施工を行う予定です。詳細につきましては、工事の段階で対応させていただきます。

質問43： 調布のような地盤沈下を周囲にもおこさないかと近隣住民は心配している。外環工事における調布の陥没のように、損害を被った場合の補償はどうなるのか。(2件)

回答43： 外環の2（石神井台）は地上部の街路であるため、地下の高速道路である

外環のようなトンネル等の地下構造物はありません。このことから、調布のような陥没等は生じないものと考えております。

なお、外環の2（石神井台）の工事を実施する際は、損害等が生じないよう細心の注意を払って施工しますが、万が一、外環の2（石神井台）の工事に起因して家屋等に損害等が生じた際は、対応させていただきます。

質問44： 土地を都へ譲ってフェンス等で閉鎖されてしまうと、残った土地への出入りはできなくなるのか。工事中の家への出入、車や自転車はどうなるのか。
(2件)

回答44： 計画道路沿道の土地への出入りについては、原則としてその土地の利用状況等に応じて、従前と同様の出入りが可能となるよう措置を行います。例えば、都へお譲りいただいた土地（以下、「事業用地」という）を通らないと、残地に入出入りできないような場合は、事業用地を通行できるよう措置します。具体的な措置については、事業用地の取得状況や道路工事の状況等に応じて変わりますので、その時々でご相談させて頂ければと考えております。

■環境への影響について

質問45： 外環の2（石神井台）約2,040mが完成後の騒音（昼間、夜間）は、何ホーンくらいか。（1件）

回答45： 外環の2（石神井台）につきましては、環境アセスメント（環境影響評価）の対象外^{*1}となっているため、騒音の予測等はありません。東京都では、毎年、騒音規制法に基づいて区市が自動車騒音の状況を調査したものをとりまとめて公表しております。この調査によりますと、類似する都内の他の道路^{*2}では環境基準（昼間：70デシベル^{*3}、夜間65デシベル^{*3}）を達成していることから、本区間の騒音も環境基準以下になるものと考えております。

※1 環境アセスメント（環境影響評価）の対象事業は、4車線以上かつ延長が1km以上であり、外環の2（石神井台）は2車線（片側1車線）であるため対象外となります。

※2 類似する道路とは、車線数、交通量、車道端からの距離が同程度の既存道路です。

※3 デシベルとは、騒音レベルや振動レベルに用いられる単位です。従来はホンで表記されていましたが、計量法の改正に伴い、現在はデシベルで

表記されています。なお、数値はホンからデシベルとなっても同じです。

質問46： 今回の道路ができることによる排気ガス、騒音、自然環境全体の破壊、交通事故の危険性増大など、住環境に対する悪影響は明らかで、住環境を破壊するものだ。(2件)

回答46： 排気ガス、騒音につきましては、類似する他の道路の状況を参考とすると、環境基準等を超過することはないと考えています。また、石神井公園や松の風文化公園などの自然環境に対して、重大な影響を及ぼすことはないと考えております。交通事故については、外環の2において歩行者、自転車、自動車を分離した通行空間を確保するとともに、生活道路に流入している通過交通が減少することで、地域の安全性は向上するものと考えております。また、街路樹による緑のネットワークの形成、電線類の地中化を行うことで、良好な都市景観、住環境の向上を図ります。

質問47： 自動車の排ガス量の削減とあるが、道路を作るから削減できるわけではない。逆だ。電気自動車や水素自動車化の促進で排ガス削減は達成される。「外環の2」とは関係がない。(1件)

回答47： ガソリンエンジンを動力とする自動車においては、走行速度が上がり交通の流れがスムーズになると排出ガスの排出量は減少します。このため、外環の2(石神井台)の整備により周辺地域の交通が円滑化されることで自動車の排出ガスは削減されるものと考えております。

■関係する他の道路について

質問48： 前原交差点の北側で工事を行っている区間は、いつ完成するのか。何か変更があるのか。(3件)

回答48： 外環の2(石神井台)の北側に隣接する区間である、外環の2(大泉JCT地域)については、平成24年度から事業を実施しておりますが、令和3年3月31日付で事業認可の変更を行い、事業期間を令和13年3月31日まで延伸しました。その他の変更等はありません。

質問49： 鉄道と交差する部分の道路については踏切による混雑解消や歩行者との分離による安全性向上に是非取り組んで欲しい。(1件)

回答49： 西武鉄道新宿線の上石神井駅付近にある踏切については、鉄道の連続立体

交差化による踏切除却が計画されています。この踏切が含まれる区間は、外環の2（石神井台）の南側に隣接する区間であり、平成30年度から事業を実施しています。本区間と同様に、車道と自転車通行空間と歩道とをそれぞれ分離して整備する予定です。

質問50： 補助第232号線の予定はどうなっているのか。（2件）

回答50： 補助第232号線は、外環の2（石神井台）と交差する東西方向の都市計画道路です。外環の2（石神井台）との交差部から東側付近は、東京都の優先整備路線（令和7年度までに事業化を目指す路線）に指定されています。外環の2（石神井台）との交差部から西側付近は、東京都の優先整備路線に指定されていません。

質問51： 前原交差点から南の都道はどうなるのか。都市整備局のホームページを見ると、都道444号線、西武池袋線高架付近～石神井中学校交差点について、拡張の計画があるように見える。（2件）

回答51： 外環の2（石神井台）は、計画ルートの一部（前原交差点から南側へ約150m弱の区間）で都道444号線と重複しています。重複する区間では、現在の都道を拡幅するような形で整備いたします。

なお、過去に外環の2の計画案を検討した際、現在の道路（都道444号線を含む）を拡幅する案も検討しており、都市整備局ホームページには、その時の検討案が掲載されていますが、採用されておりません。また、旧早稲田街道との交差点より南側では、補助第132号線として拡幅する計画があります。

質問52： 外環（トンネル工事、換気塔）について聞きたい。住宅地で起こった陥没事故の原因は外環道の工事が原因だと聞いている。この問題が解決しない限り外環道工事は止めるべきと思う。（6件）

回答52： 地下の高速道路である「外環」と地上の街路である「外環の2」は、別々の機能を持った道路として計画されております。外環の2（石神井台）は地上部の街路であるため、地下の高速道路である「外環」のようなトンネル等の地下構造物はありません。

地下の高速道路である「外環」は、国土交通省及びネクスコ東日本、中日本の事業となっております。ご質問等がありましたら、各事業者までお問い合わせください。

■その他について

質問53： 税金で調査費等を事業者へ渡すことのみ目的であれば、コロナ対策やワクチン早期接種に向けて投資してほしい。コロナ禍にあって不要不急で無意味な道路建設はやめるべき。(4件)

回答53： 外環の2(石神井台)周辺では、南北方向の道路不足や生活道路に流入する通過交通の解消、災害時の安全な避難路の確保など、早期に取り組むべき課題があります。東京都においては、新型コロナウイルス感染症対策に全力を挙げて取り組む一方、地域の様々な課題の解決に大きな効果がえられる「外環の2」につきましても、着実に整備に向けて取り組むべきと考えております。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

質問54： オープンハウスはできるだけ早く、多くの場所でやってほしい。(1件)

回答54： これまでの経緯を踏まえ、オープンハウスを別途開催する予定です。開催日時・場所等につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて検討していきます。詳細が決まりましたら、あらためてご案内させていただきます。

なお、個別にご質問やご相談のある方は、引き続き、郵送やFAX、電話、メールにより受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。